

## 2023年トルコ・シリア地震 救援金にご協力を!!

2月6日にトルコ・シリア国境付近にて発生した地震により被災された方々を支援するため、救援金を受け付けています。

皆さんからお預かりした救援金は、日本赤十字社を通じて、トルコ赤新月社・シリア赤新月社による被災された方々への食糧や生活必需品の支援、医療サービスの提供等の救援活動・復興支援等に充てられます。

皆さんの温かいご支援をお願いします。

**救援金の名称** 2023年トルコ・シリア地震救援金

**受付期限** 5月31日(水)まで

**受付方法** 下記の口座へお振込みいただくか、福祉課までご持参ください。

(1) ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号：00110-2-5606

口座加入者名：日本赤十字社

(ニホンセキジュウジシャ)

※通信欄に「2023年トルコ・シリア地震救援金」と明記してください。

※受領証の発行を希望する場合は、通信欄に「受領証希望」と明記してください。

※窓口で取扱いの場合、振替手数料は免除となります。

(2) その他の金融機関

・三井住友銀行 すずらん支店 (普)2787787

・三菱UFJ銀行 やまびこ支店 (普)2105790

・みずほ銀行 クヌギ支店 (普)0623536

※口座名義はいずれも「日本赤十字社(ニホンセキジュウジシャ)」です。

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

**その他** 税制上の取扱いについては、次のとおりです。  
個人については、所得税法第78条第2項第3号、法人については、法人税法第37条第4項の規定に基づく寄付金に該当します。

**問合せ** 日本赤十字社 茨城県支部 大洗町分区  
(事務局) 福祉課 社会福祉係 (内線 151)

## 新型コロナワクチン接種お済みですか? 予約を受け付けています

1回目～5回目、小児接種、乳幼児接種に関わらず、接種を希望される方は、ご予約をお願いします。

**予約・問合せ** 新型コロナワクチン相談電話 ☎ 229-3393  
または、ゆっくら館1階 健康増進課窓口

**インターネット予約**  
<https://jump.mrso.jp/083097/>

QRコード



**公式LINE**  
(キャンセル情報等)

QRコード  
お友だち登録  
してください



※なお、現時点ではオミクロン株対応ワクチンは1回のみ接種となっています。

## からだに優しいがん治療 ～切らずにがんを治す陽子線治療ってどんな治療?～

陽子線治療は放射線治療の一種で、身体への負担が少ないため体力のない方や高齢の方にも治療ができ、従来のエックス線治療に比べて副作用が少ない治療法です。今回は陽子線治療がどういった治療なのか、治療費はどのくらいなのか等について詳しくお話しします。

**日時** 3月4日(土) 14:00～15:00

**開催方法** オンライン (Zoom 使用)

**参加費** 無料

**申込方法** 3月3日(金) までにQRコードまたはホームページからお申込みください。

**問合せ** 筑波大学附属病院  
陽子線治療センター

☎ 029-853-7100

(平日 9:00～17:00)

✉ [adpr@pmrc.tsukuba.ac.jp](mailto:adpr@pmrc.tsukuba.ac.jp)

**HP** <http://www.pmrc.tsukuba.ac.jp/>



## 令和5年春季全国火災予防運動 3月1日(水)～3月7日(火)

『お出かけは マスク戸締り 火の用心』

住宅防火 いのちを守る 10のポイント【4つの習慣・6つの対策】

4つの習慣

- ・寝たばこは絶対にしない、させない。
- ・ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ・コンロを使うときは火のそばを離れない。
- ・コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。



6つの対策

- ・火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ・火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ・火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ・お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ・防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

住宅用火災警報器はわが家と家族を守る基本

住宅用火災警報器の点検をしましょう!  
～経年劣化や電池切れにより正しく作動しないことも～  
新築住宅に加え、既存住宅についても設置義務化から10年以上経過し、初期に設置された警報器の中には、劣化や電池切れが生じていると考えられます。

- ・住宅用火災警報器の点検を怠ると、正常に機能しない状態で放置されてしまう可能性があります。警報器の機能を維持するために、必ず定期的に点検を実施しましょう。
- ・住宅用火災警報器は警報を発していなくても常にセンサーが作動し、監視しています。本体の消耗・劣化を考慮し、10年を目安に本体を交換しましょう。
- ・住宅用火災警報器の点検・交換の際は、けがなどに十分注意しましょう。なお、点検・交換の際は、便乗した悪質商法にも十分注意しましょう。

※悪質な訪問による消火器等の不適正販売にご注意ください。  
**問合せ** 消防本部 火災予防課 火災予防係 ☎ 266-1119